

| | |
|-------------|---|
| Title | 宋代に於ける黨争の一環としての制科の改廢問題 |
| Author(s) | 荒木, 敏一 |
| Citation | 東洋史研究 (1956), 15(2): 197-211 |
| Issue Date | 1956-10-20 |
| URL | http://dx.doi.org/10.14989/145884 |
| Right | |
| Type | Journal Article |
| Textversion | publisher |

宋代に於ける黨争の一環としての制科の改廢問題

荒 木 敏 一

一、序 言

二、熙寧三年の制科を繞る新法舊法二派の論争

三、熙寧七年の制科停廢とその眞因

四、元祐二年の制科復活と紹聖元年の再停廢

五、結 語

一、序 言

「昔、漢は賢科を設けて大道の要を開かんと欲し、唐は制科を開いて以て非常の才を待てり」と稱せられ、「炎劉の人を得たるは賢良の選よりし、有唐の治を稱せしは制舉の科に由る」²⁾とも言われた官吏登用法の一種たる制科^{制舉}と^{もい}は趙宋の世に至りても依然として引續き人材を輩出せしめ、^{もい}「得る所は多く天下豪傑の士なり」³⁾の言葉の如く、富弼・張方平・蘇轍・蘇軾⁴⁾などをはじめ、變り種として狀元をも

つて制科に應じ合格せし孫何・孫贄⁵⁾あり、かと思ふと布衣にて賢良の科に中りし謝惲もあつた⁶⁾というわけで、文字通り朝野の拔俗の逸材を拔擢任用するの盛觀を呈した。併し宋の制科を唐のそれに比較するならば宋人が「(唐は)人を取ること今に比して多し」⁷⁾と言つた如く唐の盛なるには及ばず、その繁榮も人氣も科舉、特に進士科に奪われて行つた。即ち「宋の才を得るは多く進士に由る。制科を以て詔に應ずる者少し」⁸⁾の状態で、偶々人材を得てもそれは「偶然の幸」⁹⁾なる一語で片附けられて了つた。何故かゝる變化衰退が起つたか。

第一に唐では天子の制策一道に對えしむるのみであつたが、宋では豫め有司に命じて行ふ論六首の闈試^{秘闈}にて行ふ^{れし}の名あり。眞宗朝に創る。九經十七史七書等の正文及注疏^{秘闈}にて行ふより六問出題(例せば「定四時別九州聖功孰大」の如し)。に合格

過關とするを要し、然る後宮中崇政殿又は集英殿に於ける天子いうの御試策策問は經義を用い參ずるに時務を以てす。に就くの二段制となつた。¹⁰⁾論を先にするは蓋し其の博學を採らんと欲し、策を後にするは又た其の才用を觀んと欲し¹¹⁾たからであるというが、この二段制の採用の結果「掄撰既に精にして士の濫進する者無し」¹²⁾の狀を馴致した。

第二には元來、漢唐制科の精神は多く兵荒災異あれば天下に詔して賢科を開き、所謂直言極諫を求め或は闕政を裨けんとの趣旨なれば「策目の訪う所は皇王の要道・邦家の大務」¹³⁾なるべく、其の試は「古義を援いて以て今を質す」¹⁴⁾を本旨とする。従て「惟だ端正修潔是れ務め區々たる記誦の末を先にす」¹⁵⁾べきではない。しかるに宋では漸く典籍の名數、細碎なる經義を問うの傾向に走り、或は「責むるに記誦の學を以てし」¹⁶⁾或は「窮めしむるに知らざる所を以てし、彊うるに能わざる所を以てする」¹⁷⁾の風を生じた。かく識見人物本位から暗記試験本位へ變化した制科を以ていわゆる超絶の才を待つことは最早困難となつた。

彦古なる劣等者出づ(後述)

第三には他薦・臨時を元來の特色とする制科が宋初より

熙寧七年制科應試者陳

自薦をも許容し、ついで仁宗天聖以後科場の年に從つて開くと云うことになつて科舉的色彩をより濃厚にし愈々眞價を喪失することとなつた。殊に自薦を認めたことは制科の相場を著しく低下せしめたことは否めない。他薦の制科は自薦の科舉より高しとするのが、元來一般の考であつたからである。そこで自薦を認めたことに對し次の如き批判が飛んだ。

「夫れ自ら舉ぐると、人、之を舉ぐると、世を厲まし俗を矯める所以は、豈に同日に語る可けん哉。今は惟だ進士自舉するのみならず賢良方正も亦た自舉す。豈に過に非らずや。(中略)古の此の名(制科)に當りし者、方め將に潛處に高臥し羔雁珪璧の聘三、四たび至るも遂に能く起つを知らず。今や循々然として顔色を窺い便利を求めて進む」¹⁹⁾と。かくて制科は科舉に近付けば近付く程自減の淵に近づいたのである。

第四は、制科は他人の推薦を尊重すると云う主義のものであるから、元來黜落制は無かつたが、唐に設けられ、宋に常制の如くなり²⁰⁾、殆ど毎制科不合格者を出し、時には全部選に中らなかつたこともある。この點に於ても全く科舉

の法の丸呑みが見受けられる。かくては必ずしも進士科より有利な待遇を賜與されなかつた制科に世人が背中を向けるのは自然の勢であつたらう。

第五は制科及第者に賜與されし恩數待遇は必ずしも進士科のそれを上廻らなかつたこと之である。世間的には「賢良は鹿、進士は兎」²¹⁾の譬えの如く賢良は進士より高く評價されながら、實質的には然らず、後にも詳述するが、凡そ宋の制では制科第三等及第は進士第一人及第と對等に、第四等及第は進士第二第三人相當に、第四等次及第は進士第四人第五人相當に官が賜與され、從て一見有利の如くなるも、實際は制科第一等並びに第二等及第は未だ嘗て賜與されしことなく、また制度としても無かりしものゝ如く、從つて制科では第三等及第を高第と稱したから、結果的に見て制科合格は進士科合格者以上に出ることは不可能である。この事は制科に人氣の集中せざりし一因となつたことは否定出來まい。

以上五つが宋代制科の概ね振わざるに至りし原因であつた。之を要するに元來科擧の如き常選の法にてはいわゆる

「異人を致すに足らざる」²²⁾を以て、別に英偉拔俗の人、方正博恰の士を収めんが爲めの制科——大科とさえ別稱された²³⁾——が上述の如く科擧化して恰も科擧の特殊なる別科の觀を呈し、しかも「科擧の常法を用いて天下の才を得るに足らず。其の偶然之を得る者は幸なり」²⁴⁾と評せらるゝに至つては最早やその存在の意義も稀薄なりと言わざるを得ない。殊に熙寧三年一七〇〇以後進士科殿試に於ても策問をもつて親試するに至るや、制科と科擧とは愈々接近の度を増し、しかも「(進士の策)文理制科に過ぐる者有り」²⁵⁾との批判を受けるに至つては制科にとつて致命的たらざるを得ぬ。

かくの如き宋代に於ける制科の科擧化と無意義化即ち衰退の裡に熙寧七年^{一〇七四}神宗皇帝は遂に漢唐以來古き傳統を有する制科を停廢するに至るのであるが、此のさゝやかな小論はその停止の原因が單に上述の如き諸點のみに在るのではなく、實は北宋時代の新法・舊法兩黨の政争と頗る關係あることを述べんとするものである。このことは先きに小稿「北宋の制科」^{京都學藝大學々々}報A—7昭三〇の末尾に於て、多少示唆的に觸れるところがあつたが、もとよりそれは前稿の主目標ではなく單に熙寧七年の停廢が新法黨の手によつたこと

を論じたに過ぎなかつた。その後、更に検討し行くうちに、熙寧七年の停廢に先立つ四年前の制科の試に、舊法黨系の孔文仲及び呂陶が受験し、その御試の對策に於て痛烈に王安石の理財訓兵の説を非難攻撃したゝめ、王安石・神宗の感情を大いに害し、一旦及第した孔文仲が神宗と王安石の爲に細けられたこと、それに對する舊法黨のはげしい抗議と論争が展開されたこと、神宗死後哲宗即位して舊法黨の天下となるや元祐二年^{一〇}制科は再び復活されたこと、しかるに同じ哲宗治下でありながら、その末年に近い紹聖元年^{一〇}即ち、宣仁太后高氏の死後をうけて哲宗の親政となつた年より熙豐黨が再び重用されはじめると制科停廢を主張する章惇らの献議は容れられたこと、かく制科の改廢と兩黨政權の消長とは互に關連していることを突止め得た。よつて、改めて茲に黨争の一環としての制科の改廢と云う角度から、この小論を草した次第である。

二 熙寧三年の制科を繞る新法・舊法二派の論争

既述の如く、熙寧七年^{一〇}神宗が制科を停廢する四年前、すなはち熙寧三年^{七〇}九月乙巳に崇政殿に於て賢良方正等

科の親試が行われ、ついで壬子の日に詔下り、その時の應試者呂陶、孔文仲、張繪等五人に對してそれぞれ成績判定の結果による待遇恩命のことが發表された。しかし孔文仲に對する御沙汰は頗る世人の期待を裏切り、意外とする程の冷たい所遇（黜落）であつた。何故かゝる期待外れの結果となつたのか。續資治通鑑長編^{卷二}皇朝編年綱目備要^{卷一五}宋會要稿選舉^{卷一}制科^{卷一}愧郊錄^{卷一}宋史^{卷三}孔文仲傳、及同書^{卷三}呂陶傳、文獻通考^{卷三}選舉賢良方正などに記載ありて、全容を明かにすることが出来るのであるが、最も詳細且つ具體的なる長編の記載を中心に他書をもつて補正説明するといふ方法をとることにする。

續資治通鑑長編^{卷二}熙寧三年九月乙巳の條に

（神宗）崇政殿に御し賢良方正を策す。（この時の制策の本見ゆ）
（文は宋會要稿選舉

とあり、ついで壬子の條に

詔すらく「賢良方正等の科、太常博士通判蜀州呂陶は一任を陞し堂除を與えん。太廟齋郎張繪は判司主簿或は（縣）尉に堂除せん。前（宋會要稿）台州司戶參軍孔文仲は流内銓をして告示せしめ單州團練推官の本任に發赴せし

めん。」と。陶等皆な選に中る。而して文仲の策初め第三等に在り。手ずから詔すらく、「制科の調の字の號卷は、其の條對を詳觀するに、大低意は流俗を尙び、是非を後にす。また時政を毀薄するに先王の經を援正し、而も輒ち義理を失えり。朝廷比ころ、直言極諫の科を設け以つて聰明を開擴し天下賢智の士を來らしめんとする者は、豈に能く天下の情を以て上に告ぐる者、之を直言と謂い、人君、汚德惡政有らば、能く其の卑高の勢を忘れ道を以て之を争う、之を極諫と謂う者を謂うに非ずや。此の人の學識を以てせば恐らく収録するに足らず、以て天下の觀聽を惑わさん。再び宋會要稿再進呈す可しと。而して調の字號は乃ち文仲の試卷なり。是に于いて、上、文仲の試卷を讀み「専ら德に任せよ」に至る。上曰く「德刑は偏す可らず。然れども救世には亦た時に偏用する有り。又むるに三德を用うとは是なり」と。王安石遂に周禮三典及び管蔡を伐つこと、并びに商人群飲の事を言う。上、又た讀みて「亨りて而して後革む」に至る。安石曰く「革は已る日乃ち爭あり31)。革りて然る後亨る。若し既に亨れば、安ぞ革を用いん耶」と。安石因つて言

う。「今文章の士、得難きには非らず。才智有りて道理を實識する者、至つて少きなり」と。上、以爲らく「道理を識る者、殆ど其の人を見ず」と。安石、又た文仲を論じて以爲らく「范百祿の濮王の事を非りしを以て考官に合し高等を取りしが如し32)」と。是に于いて、馮京、文仲を助けんことを意うも、上、聽さず。故に是の命あり。是歳、制科に擧げられし者、五人あり。文仲の對うる所の策、時病を指陳し語最も切直なり。初考宋敏求・蒲宗孟は第三等の上に置く。覆考王珪・陳睦は第四等に置く。詳定韓維は初考に従う。陶の語も亦た稍々直なり。繪は記誦該博なり。錢總の文は稍々工なり。皆な第四等に入る。侯溥は災異皆な天數なりと稱す。又た王安石の洪範の説を用いて云えらく「肅、時、雨、若34)、洪範」とは時雨の之に順うには非らざるなり。德は時雨の如き耳」と。皆な其の阿諛せるを惡みて之を黜く。維又た總の文は平緩なりと奏し、亦た之を黜く。安石、文仲の策を見て大いに之を惡み、密かに上に啓し、御批もて文仲を黜けんとす。知通進銀臺司齊恢・孫固屢々御批を封還す。維、及び陳薦・孫永皆な求對して文仲の當に黜くべからざる

を力言す。維、章して凡べて五たび上る。略に曰く「陛下、文仲は一賤士のみ、之を黜くるも何ぞ傷まん、と謂うこと無かれ。臣、賢俊は之に由つて解體し、忠良は結舌し、阿諛苟合の人は將に隙を窺い、進んで禍をなさんこと細からざるを恐る。願わくは處分を改賜せられんことを」と。卒に聽されず。文仲は延之の子なり。陶及び溥は皆な眉州の人なり。總は明逸の從子なり〔原註〕張繪は何許の人なるかを知らず。登科記、以て成都の人と爲す。恐らく誤ならん。總は國子博士を以て賢良に擧げられて中らす。知尉氏縣に除せらる。此れ本傳に據る。當に考うべし。▲

以上の文中、「賢良方正等の科」とあるは正式には賢良方正能直言極諫科と稱し、制科中の白眉であること、恰も科擧に於ける進士科の如く、著名の人多くはこの科の出身である。また宋代有官者は賢良科に、無官者は茂材異等に應試するを原則とした。³⁵⁾次に呂陶に對して一任を陞すとは三年の任期を進めること、堂除とは堂選とも稱し中書が官吏を選授する、即ち宰相が好むところを與える事である。呂陶については宋史卷三に傳あり。進士科出身にて制科に應ず。四川の人で、蘇軾の率いる蜀黨門下の第一人者である。言うまでもなく、王安石一派とは合わない。従つて制

科に應じて彼が御試策に對えた答案文に恐らく新法を痛烈に批判したのであろう。「陶の語は稍々直なり」と右文に見えるが、參考までに宋史本傳中の該當記載を次に掲ぐれば

熙寧の制科に應ず。時に王安石政に従い新法を用う。陶、對策にて其の過を枚え數む。その大略に謂う、「賢良の旨は犯すを貴び隠すを貴ばず。臣愚、敢て斯の義を忘れず。陛下、初め即位したまうや、願わくは理財の説に惑わされず、老成の謀に問てられず、疆場の事を興さざらんことを。陛下意を立法に措き、自ら堯舜に幾からんことを庶うと謂いたまう。願るに陛下の心は此の如く、天下の論は彼の如し。獨り反つて之を思わざらん乎」と。奏第に及びて神宗安石を顧みて卷を取りて讀ましむ。讀むこと未だ半ばならずして神色爽阻す。神宗之を覺り、馮京をして讀み竟らしむ。其の言、理有りと謂う。司馬光・范鎮、陶に見えて皆な曰く「安石事を用いてより、吾輩の言復た效らず。意わざりき、君、此に及ぶとは。平生の聞望、此の一擧に在り」と。安石既に怒る。孔文仲の科も亦た隨つて罷む。

とある。

次は問題の孔文仲である。宋史卷三十四に依れば

孔文仲、江西新喻の人、進士に擧げられ（中略）主司第一に擢んず。（中略）熙寧の初、翰林學士范鎮制舉を以て薦む。

對策九千言、王安石の建つる所の理財訓兵の法を論じて是に非ずと爲す云々

とあり、以下前掲長編の文と略々同一である。孔文仲は後に舊法黨の代表的人物となつた人である。宋元學案卷九「元祐黨案表」によれば「曾任執政者十六人」の中にあり、

有名なる元祐姦黨碑にも名を列ねている。彼が新法黨の政策を對策中に於て攻撃誹謗した爲、一應入等しながら、神宗・王安石の爲に「單州團練推官の本任に遣還された」とは前代未聞のことである。それだけに舊法黨系の抗議と論難は大きかつた。

一體制科出身者は如何なる待遇恩典を受けたか。文獻通考卷三三選舉仁宗天聖七年條、續資治通鑑長編卷一八八仁宗嘉祐三年十二月の詔、宋史卷五六選舉志科紹興二年に見ゆる「舊制」宋會要稿一一元祐二年七月四日の詔、長編卷二熙寧三年九月壬子末尾「林希野史」の記載、及び聶崇岐氏の

研究等に依れば、一般に制科は第一等及第、第二等及第は賜與されたことなく、第三等及第を最高とした事は、通考卷三三選舉仁宗天聖七年條下に賢良方正

故事制科五等に分つ。上二等皆虛し。惟だ三等より以下、人を取る。

とあるにより明らかである。そこで第三等以下を考えるとして布衣應試の場合、第三等及第は進士第一人に等しいポストが、第四等及第は進士第二人第三人及第相等のポストが賜與され（この兩者を制科出身といふ）第四等次及第は進士第四、第五人に比せられる（これを進士出身といふ）のが原則であつた。次に官人にて制科に合格せし場合は、等第により官を進め陞擢せしめる。即ち第三等及第ならば超擢し、第四等は概ね一資を升し、第四等次ならば稍々遷轉を許した。孔文仲の場合を考えるには、林希野史の「故事、推恩は當に京官、簽判（簽書判官）を得べし」の記載が最も注意すべく、呂陶が一任を陞されたことは理解出來ても、孔文仲は考官によつて第三等及第とされたにも不拘、特旨により黜落とされ單州團練推官の本任に遣還された事は異例の冷遇で「中外大いに驚いた」のも無理はない。

文仲の試卷成績決定を繞つても、一轉二轉、また三轉して第三等及第に落付くまで、考官の意見が食違ひ、結局、最終の審査員たる韓維が初考官の判定に従ひ第三等及第と決定採點したと云うが、この韓維こそは、言う迄もなく舊法黨の中の鬪將である。哲宗の時、門下侍郎を拜し、宋元學案卷九「元祐黨案表」と一見しても彼が重鎮的地位會任執政者十六人内を占めていることを知る。従つて彼が孔文仲を高く評價して第三等及第と判定したことは蓋し當然のことと云つてよい。

また孔文仲の爲に一臂の力を貸して之を救助せんとした馮京宋史卷三一七は安石の政を批判して「數千言を累ねた」と言う舊法派的人物であり、初考官宋敏求宋史卷二九一は唐大詔令集・舊唐書編纂者の一人で、特に舊法派と云うには非るも、かつて草制に當りし時、安石の命により呂公著の罪狀を明著し、敷陳實を失せりとして安石を激怒せしめしことあり。覆考官王珪宋史卷三一二は人も知る新法派の重鎮である。以上の人物が夫々、新法派舊法派の立場から、孔文仲を或は低く、或は高く評價したことは歴然たるものがある。また孫固宋史卷三四一は舊法黨で元祐黨籍碑に名を列ね、孫永宋史卷三四二も范純

仁の賞せし舊法派と目せらるる人物である。これら以外の人物、蒲宗孟宋史卷三二八齊恢宋史卷三二二陳薦宋史卷三二二に見ゆる限りに於て新法・舊法いずれとも判別し難い。陳陸また詳細不明なのは遺憾である。

然し乍ら全體として考官中舊法派は文仲の對策を高く評點し、新法派は逆に低く採點したこと、孔文仲を助けんとした馮京及び黜落不當を叫んで神宗に改賜を鋭く迫つた韓維らの動き、またそれを飽く迄拒否した王安石・神宗の態度などを觀る時、其處には歴然として黨争的なるものと云つてよい。

さて長編は前掲文頁三三上段▲印に續いて王安石が神宗に孔文仲を入等せしめることの不可を強調し、且つ朋黨の害を力説した激しい言葉を載せて次の如く言っている。

始め維等、文仲の黜くべからざるを争言す。時に會々安石奉祠す。上、手詔を以て之を問う。安石詔に答えて曰く「陛下、韓維の輩の死力を出して文仲の事を争うを患いたまう。臣、固より其れ此の如きを疑えり。文仲、上を誣いて直からず、以て考官不逞の意に迎合す。若し聖詔の如く施行せず、考官の等第を用いて獎擢すれば、天

下有識の者、必ず竊かに朝廷聽察の不明にして疏遠無知なるを笑い、「陛下の爲す所誠に文仲の言う所の如し。而して不逞と比周するの人、更に自ら以て計を得ること爲すべし」と謂わん。此れ臣が敢て聖詔を奉行せざるを爲すべし」と謂わん。今、韓維死力を出して之を争わんと欲す。若し陛下姑息にも之に従わば、人主の權は坐らにして群邪の奪う所とならん。流俗更に相もに扇動し、後、將た復た以て施し爲すこと無けん。今、流俗の人、務めて朋黨因循に在り。而して陛下毎に考功の責實ならんことを欲す。考功責實は最も朋黨因循に害せらる。其れ陛下の權を撓めんと欲すること固より宜しく此の如くなるべし。陛下誠に能く深思熟計し靜重を以て之を持すべし。其の太だ甚だ然るを俟ちて後、之を御するに典刑を以てせば、小人畏るを知り俗も亦た當に漸く變ずべし。其れ詳さに臣が祠事罷むを俟ちて入見奏論することを乞わん」と。

文仲竟に黜に坐す。〔原註〕林希野史、孔文仲の制策に對うるや悉く時事に及びて切直、廻避する所無し。其の語人を驚かす。初考官宋敏求・蒲宗孟は三等上に著す。覆考官王珪・陳陞は畏避して止だ四等に著す。詳定官王存・韓維は初考に従い定む。故事、推恩は當に京官簽判を得べし。其の己を斥くを怒る者有れば、自ら呂陶等は推恩さるも惟だ、文仲のみ特に黜けられ、流内銓に下して本任に遣還せしむ。中外大いに驚く。(下略)

(右記事は説明を要すまい。林希野史は不詳なるも林希は宋史卷三によれば、神宗哲宗頃の新法派の要人。又王存宋史卷四三は元祐姦黨碑にも名ある舊法派である。)

さて考官が判定した成績を天子が覆すことは北宋英宗朝に賢良方正に擧げられた蔣之奇は閣試はパスしたが、御試策に失敗し落第と一旦決定されたのを、英宗が答案を覽て善しとし監察御史に拔擢したことがあるが、文仲の如く及第を天子一個の考で落第とした例は外に無い様である。従つて、之が深く黨争の中に根をおろしていた事を思わしめるのである。

三 熙寧三年の制科停廢と其の眞因

神宗熙寧七年一〇五月に制科が停廢された原因として、

第一は宋史の説がある。宋史卷一五六は「進士策を試す。制科と異なる無きを以て遂に詔して之を罷む」と簡単に言切

つてゐるが、果して右がすべての原因であつたらうか。第一節に述べし如く、制科が進士科に類似接近し、爲めに制科の存在價值が動搖しつゝあつたことは事實である。しかしこれだけを廢止の決定的な原因と考えることは出来ない。

第二は宋會要稿の説である。宋會要稿選舉一制科も大體右宋史同様の原因をあげて、たゞ停廢が中書門下の献議によって神宗が決意したことを傳え、その下の割註に別な事由を傳えている。それは次の如くである。

馮京曰く「漢唐以來豪傑多く此より出ず。之を行うこと已に久し。停廢するべからず」と。上曰く「天下の事、罷む可くして未だ及ばざるあり。此の如き者衆し。此れ恐らくは未だ改革に違あらざるなり」と。呂惠卿曰く「制科は記誦に止る。義理の學には非ず。一たび此の科に應ずれば或は終身學を爲すの累と爲らん。朝廷、事事之を更むれば、小治を積みて大治を致す可し。更に繼ぐを待つ所、有るを須いんや。而して秘閣考試の言う所は制科に應ぜし陳彦古、試する所の六論は識ならず。また字數は皆な準式に足らざれば、考うべからずと。蓋し秘閣、制科を試してより以來、空疎なること未だ彦古の如き者有らず」と。是歲遂に格に當る者無し。制科亦た此より罷む。

この文中には惠卿の主張即ち熙寧七年制科に應じた陳彦古の成績劣等なりしを廢止の新しい理由として掲げている。

しかし、これが眞因であつたらうか。成程それも停廢の因因であつたかも知れぬ。しかしこれとても原因のすべてと見るには餘りにも弱い。(この惠卿の意見は寧ろ陳彦古にかこつけて、制科を廢止にもち行かんとする底意と解したのである。)

第三は宋葉紹翁の四朝聞見録の説である。同書甲集制科詞賦

三經宏博によれば

孔常父(文仲)策を以て力めて新法を抵るに因り、安石遂に制科を罷めんとする意あり

とあり、孔文仲事件が原因だとしている。私は此の説を採る。そして制科廢止が單に安石一個の考に終らないで、新法派が後に何れも廢止の方針を堅持し續けたと考える論據として右文の續きに次の如く云っている、特に傍點の部分に注意したい。

哲宗士を策す。因つて近臣に語りて曰く「進士も策を試す。文理制科に過ぐる者有り」と。大臣皆熙寧の黨なれば、遂に力めて制科を罷むるの議を主る。

これは哲宗元祐二年一〇八七に元祐派によつて復活された制科がまた紹聖元年一一〇九に熙豐派によつて再停廢された時の記事であるが、この中に制科廢止が新法政治の方針の一端で

あつたことを明瞭に示している。第一と第二とは、序言に於て述べた如く宋代制科の衰微の一原因であるとしてもこれを直ちに停廢の重要な原因のすべてとは考え難い。より重視すべきは矢張り熙寧三年の孔文仲事件で、第三の聞見録の説こそ眞因であるとするのが最も妥當だと信じる。

而して先きに孔文仲の合格か、黜落かの問題を繞り新舊二派が鋭く對立し、激しい論争の展開をせしを想起する時、該問題が明らかに既に黨争の一角を形成していたことを思うのであるが、今(熙寧七年)また右の第二の宋會要稿の記載に従えば舊法派の馮京と新法派の呂惠卿が神宗の御前で制科の存續か廢止かに就いて、抗爭論辯愧鄰錄卷一「制舉科目」に「も簡單な同意味の記載あり」せる事實を見れば、制科の改廢が愈々黨争渦中の一問題と完全になり終れるを思ふのである。王安石は熙寧七年四月に機務を解かれ、彼の後繼者呂惠卿が安石在職中行わんとして行い得なかつた制科停廢を、偶々起つた陳彦古問題をも一つの口實乃至契機として斷行し、年來の新法黨の懸案を一氣に解決したと見て差支なからう。

四 元祐二年の制科復活と紹聖元年の再停廢

前節に於て熙寧七年の制科停廢は新法黨の方針として實行されたことを明らかにしたが、この事は次にその十餘年後、哲宗元祐二年一〇八七に至り制科が舊法黨により復活されるが、更に七年後哲宗の末年に近い紹聖元年一〇九四新法黨の勢力再び擡頭するうちに又又停廢の行われたことを知るならば、愈々動かすべからざる事實として認めざるを得ないであろう。

先づ元祐二年の制科復活に至る経緯は長編卷三六八元祐元年閏二月庚寅によれば、舊法黨の劉摯の制科再開に關する奏言ありて、これが原動力となつてゐる。

侍御史劉摯言「漢制、天に災異見われ、或いは政に闕政あらば則ち郡國及び在位に詔して賢良文學の士を擧げしめ、天子親策して以て其の言を求む。國朝に至りて故事を沿襲す。是に於て賢良茂材の科目を置き、貢擧に隨つて召試す。其の人を得ること、古に視べて盛と爲す。近時の制、遂に此の科を罷む。臣竊かに以爲らく、國家の道、士を得るに廣からんことを欲す。故に之を非一の途に取る。常選は以て異人を致すに足らずと謂う。故に制科を設けて以て超絶の才を収む。而も毎擧、等の中る

は二人に過ぎざるのみ。今夫れ官人の法入流し、門戸日益しに増多し、未だ澄汰有らず。而して三年に一二、非常の人を取る。其の科を廢して用いざるは此れ何の謂ぞや。臣愚伏して乞うらくは、復た賢良方正及び茂材異等の科を置き、貢舉に遇う毎に近臣に詔して舊制に依りて舉試せん。言路を廣くし人材を求め、祖宗の制を繼ぐ所以なり。

とあり、この劉摯は申す迄もなく舊法黨の最有力者の一人で司馬光、文彦博等と並んで元祐黨案表の「曾任宰相者七人」の中にあり、また元祐黨碑中にも名を列ねる元祐黨者としての名士である。彼が制科復活を奏した前年、即ち哲宗即位の元豐八年一〇八五に司馬光は門下侍郎に任ぜられ、新法派の宰相たる蔡確・章惇の地位は動搖する。その翌年元祐と改元され二月に司馬光は尙書左僕射兼門下侍郎となり、次第に舊法黨が擡頭する。それと共に新法はこの前後から漸次廢止される。即ち元豐八年中に保甲・方田・市易・保馬の諸法が、元祐元年一〇八六二月には青苗法が廢止せられる。かゝる一連の新法廢止の進行中であつて、かつて新法黨呂惠卿によつて廢止された制科は、舊法黨が是が非でも復

活したいところである。劉摯が閏二月にそのことを奏上する。四月には王安石卒し、今や新法黨は大きく搖れた。劉摯は呂公著・范純仁につゞいて宰相の地位に上つた程の實力ある人物であつたから、遂に翌元祐二年一〇八七四月制科復活の詔下る。宋會要稿選舉一によれば

……元祐二年四月二十六日長編卷三九九制科、舊のごとくは丁未に作る設くるの詔に、祖宗神聖文武を以て、繼々承々、六科の選を設け、三道の要を策し、以て天下の賢雋を網羅せり。その百餘年の間、號して人を得たりと稱す。先皇帝學校を興し經術を崇び、以て人材を作新し天下の俗を變ぜり。故に科目の設、未だ違あらず。今、天下の士多く經術に通じ學ぶ所を知る。宜しく制策の科を復し、拔俗の才を徠らしめ治道を裨けしむべし。(中略)今復た賢良方正能直言極諫を置かん。今より始めと爲さん。云々長編卷三九九も略々同じ

と云つてゐる。

かくの如くして制科は、舊法黨の手により二十餘年振りで再び實施されることになつた。

しかるにやがて元祐八年九月太皇太后高氏が死し十月哲

宗が親政するに至ると、哲宗は漸く熙豐黨に傾いて行つたことは周知の如くである。翌紹聖元年^{一〇}四月に章惇は尙書左僕射兼門下侍郎となり、蘇軾貶せられ范純仁はその相たるの職を罷める。かくて熙豐黨の勢力は朝廷に擴大され、政局を全く左右するに至り、同じ年の九月章惇・李清臣・鄭雍等（三人とも熙豐派³⁰）の獻議がなされて遂に再び制科を罷めることになる。宋會要稿選舉一一哲宗紹聖元年九月十二日の條に

上曰く、前日試する所の策を觀るに、亦た進士と何ぞ異らん。先朝嘗て此の科を罷む。何れの時か復た置くや、と。章惇等對えて曰く、先朝初めて進士の策を御試し、即ち制科を罷む。元祐二年復た置くも誠に補する所無し。初舉に、謝懌を得、次舉には王當・司馬燾等を得たるも、聞くに極めて疏謬なりと。上曰く、極めて文理を成さず。李清臣對えて曰く、漢に在りては亦た科を設けず。異材を選獲するに遇うは或は材に因り、或は災異に因る。大事を策問するに即ち臨時に特に召す、と。上曰く、今已に復た進士も策を殿試す。此の科既に進士の策と異なる無し。況んや進士の策、其の文理此者に過ぐるにおいておや、

と。鄭雍對えて曰く、其の人の何如を觀るのみ。然れども自來多く時政の闕失を言う、と。上曰く、今進士の策亦た時政の闕失を言う可し、と。因て詔して制科を罷む⁴⁰とある。右文に見ゆる章惇・鄭雍・李清臣三人は共に熙豐派で、彼等の主張する制科廢止の理由は實は表面的なものと解せざるを得ず。矢張り王安石・呂惠卿以來の傳統的な制科廢止の黨の方針に従つたと考えらる。此の場合に若し新法復活の進行中であつて、獨り制科停廢のみを熙豐派の政策外とし、例外として取扱うならば、却つて不自然のそしりを免れまい。

五 結 語

宋の制科停廢が安石の意見を最初とし、爾來その存廢が舊法派と悉く鋭く對立して來たことは上述の如くであるが、制科は何故に新法黨にとって殊更に不利なのか、この問題を考察して結論を急ぎたい。

思うに制科は天子の制策（策問）に奉答するが、既述の如く策問は經策と時務策とあり、いずれにしても當世の要務、時政の得失、治亂の端を對えしむる方法をとる以上、時局

的政治問題が議論されるのは避けられぬ。その點元來詩賦論のいわゆる三題と帖經墨義を以て試する科擧の進士科とは異り政治的争論の場となりかねない。新しい革新政策を矢繼早やに施行せんとする新法黨としては、出来るだけ、反對黨にかゝる危険な機會を與えざる様、未然に手段を盡すことが必要である。それかあらぬか、孔文仲事件の前年、新法政治着手の始め、王安石は制科を改正し、これに對して一つの手を打った。即ち制科出身者の恩典削減之である。愧鄭錄卷一「制學科目」に

熙寧變更の初、王荆公事を用い、人の己を議さんことを惡み、成制を據がさんと欲す。(熙寧)二年十二月九日始めて詔して制科の恩數を削る。擧を罷むる至る。

とある。この傍點の部分に注意したい。また制科恩數を削るとは宋會要稿選舉一一同年同日の條によれば、制科入等第三等の者の第一任回の際に通判差遣に陞任すること、及び無試験で館職に充職することを賜與せぬ方針(從來に比し一等を降す)を採ったことを指す。

安石は孔文仲事件の以前から制科を警戒せしものゝ如く、制科の試場が反對黨にとって絶好の討論の機會となる事を

ひそかに恐れたものと推察される。從來、黨争とは無關係であつた所の科擧も進士科の試に於ける策問採用(熙寧三年)の後は安泰であり得なかつた。即ち紹聖元年進士科殿試の對策の中で政治討論が行われ、新法舊法の是非二様の答案が出て、考官は舊法を可とした者に及第を與え、新法を可とした者を落第としたが、新法派の禮部侍郎楊畏の抗議的主張によりて再審査され、結局右の判定が覆り及落その場所を異にすると云う事件⁴¹⁾が起つてゐる。これに依つても新法黨にとつては時事問題がとかく議論の對象となり易き策問による試験は、進士科といわず制科といわず、鬼門であつたと見ることが出来る。

以上宋の制科の改廢と黨争との關係について、概略ながら明かにした。若し之に大過なしとせば、從來宋の黨争問題が經濟的社會的問題のみであつたに對し、こゝに新しく政治的色彩濃厚な制科問題——それはスケールは小なりといえ——にもより注意を拂う必要があるのではないか。

註①宋會要稿選舉一一高宗紹興二十九年三月十九日詔中の言。

②右書一〇「制科」太祖乾德二年正月十五日詔中の言。

③①に同じ。

④右書選舉一一孝宗淳熙四年七月二十六日監察御史潘絳の言。

- ⑤ 建炎以來朝野雜記甲集卷九「狀元舉制科」
 ⑥ 愧鄭錄卷一一「制舉科目」元祐二年九月廿四日。
 ⑦ 石林燕語卷九。
 ⑧ 宋史卷一五六選舉二の中の制科の項。
 ⑨ 文獻通考卷三三「賢良方正」葉適論制科。
 ⑩ 愧鄭錄卷一一「制舉科目」景德三年九月十七日。
 ⑪ 宋會要稿選舉二制科。
 ⑫ 石林燕語卷九。
 ⑬ 宋會要稿選舉一〇制科慶曆六年六月十八日詔の下の割註。
 ⑭ 右 同明道五年六月二十四日。
 ⑮ } 右 書選舉一一制科淳熙十二年二月二十六日。
 ⑯ }
 ⑰ }
 ⑱ 拙稿「北宋の制科」京都學藝大學々報A—7（昭三〇）
 ⑲ 文獻通考卷三三「賢良方正」
 ⑳ ⑳ 參照。
 ㉑ ㉑ ⑲に同じ。
 ㉒ 續資治通鑑長編卷三六八侍御史劉摯の言。
 ㉓ 宋會要稿選舉一一制科淳熙四年七月二十六日。
 ㉔ ㉔ ㉑と同じ。
 ㉕ 拙稿「北宋時代に於ける殿試の試題とその變遷」羽田博士頌壽
 記念東洋史論叢（昭二五）
 ㉖ 四朝聞見錄甲集「制科詩賦三經宏博」及宋會要稿選舉一一、紹
 聖元年九月十二日。
 ㉗ 書經（周書）「洪範六曰又用三德」正直、剛克、柔克の三德。

- ㉘ 周官大司寇の三典である。大司寇掌建邦之三典。以佐王刑邦
 國。一曰刑新國用輕典。二曰刑平國用中典。三曰刑亂國用重典
 有名なる管淑・蔡淑（周武王の二弟）の故事。周公を惡み流言
 をなし、後に紂の子武庚を挾んで叛きしかば成王周公に命じ
 て之を伐たしむ。（書經周書、孟子告子下等）
 ㉙ 書經（周書）酒誥「厥或誥曰群飲。汝勿佚。執拘以歸周」
 ㉚ 周易卷五下經「革。巳日乃孚」
 ㉛ 宋史卷三三七范百祿傳。
 ㉜ 王臨川集卷六五論議四洪範傳。
 ㉝ 書經（周書）洪範、「肅時雨若」（肅なれば時雨若うと普通は解す）
 ㉞ 涑水記聞卷一〇。
 ㉟ 薛崇岐氏「宋代制舉考略」史學年報二卷五期（民國二七）
 ㊱ 宋史卷三四三蔣之奇傳
 ㊲ 宋元學案卷九六
 ㊳ 右同「攻元祐之學者」中に三人名を列ね、略歴を示す。
 ㊴ 四朝聞見錄甲集「制科詩賦三經宏博」及び愧鄭錄卷一一「制舉
 科目」に簡單な記事あり。續資治通鑑長編拾補卷一一は愧鄭錄
 を引く。
 ㊵ 宋史卷三五楊畏傳。

（三一、九、五）

Buddhist Temples in Fuchien under Sung

Masaaki Chikusa

Fuchien was a centre of Buddhism under Sung along with Chêchiang and Chiangsu. It was called a "Buddhist country." There the temples possessed one-fourth of the cultivated land, and in Changchou the six-seventh of the land was in their possession, while the number of the temples amounted to 0.5 per cent of the total number of households in that province. A larger part of the temple land was utilized for the cause of public welfare; extraordinary provincial expenditures depended upon the revenue from the temple possessions and the public constructions such as schools, bridges, dams and so on were also paid from it, while the priests were in charge of constructing and maintaining the public works. The temple-owned land played an important economic and financial role in Fuchien under Sung. The Government, the clergy and the people made efforts to make use of the temple properties, but they lost sight of the true cause of the Buddhist religion. Consequently, in the passage of time the temples and even Buddhism itself declined.

Chih-k'ò and Sung Clique Strifes

Toshikazu Araki

In the chih-k'ò or government service examination under Sung, which was held in the 3rd year of Hsi-ning (1070 A.D.), K'ung Wen-chung, who belonged to the opposition clique, severely criticised Wang An-shih's policy. Thereupon, Wang An-shih advised Emperor Shên-tsung to reject K'ung Wen-chung as well as to abolish the chih-k'ò itself. Meanwhile, Wang An-shih

resigned as Prime Minister, and Lü Hui-ch'ing, one of his faithful followers, was appointed to succeed him. In spite of strong protest on the part of the opposition clique Lü was successful to abolish the chih-k'o system in 1074, A.D. When Emperor Cheh-tsung acceded to the throne in 1086, the Yüan-yu clique defeated the Hsi-ning clique, and the chih-k'o system was restored in the following year. Seven years later, when Emperor Cheh-tsung began to favour the Chih-ning clique, he agreed to abolish the chih-k'o system again in response to the request of Chang Tun. As seen in the above, the vicissitudes of the chih-k'o system are closely related with those of the political cliques.

Chih-hsüan and Yenin

Katsutoshi Ono

The biography of Chih-hsüan is found in the Biographies of Eminent Sung Buddhist Priests in the Dynastic History of Sung. He was born in Ssu-ch'uan, and went to Ch'ang-an to stay at the Buddhist temple, Tzu-shêng-ssu, at Tso-chieh during the reigns of Emperors Wên-tsung and Wu-tsung. Incidentally, the Japanese priest, Yenin happened to study at Tzu-shêng-ssu. These two learned priests, one Japanese and the other Chinese, made good friends with each other. Yenin also made many friends with those Chinese adherents of Buddhism who associated themselves with Chih-hsüan, and among them we find such eminent persons as Yang Ching-chieh and Yang Lu-shih whose biographies are found in the Sung Dynastic History. If we look at Yenin's "Nyū-tō shin-gu shōgyō mokuroku" and "Nyū-tō gu-hō junrei gyō-ki," we meet with a number of interesting facts which do not appear in Chinese sources, but so far the personal association between these two eminent Japanese and Chinese priests seems to have been largely overlooked. Priest Yenin not only exercised a great influence over Japanese Buddhism but also he appears to have been one of the most prominent personages in the history of cultural contact between Japan and China in the T'ang period.